

消 防 計 画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、[redacted]における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、[redacted]に勤務し（居住し）、出入りするすべての者に適用する。

(防火管理者の権限と業務)

第3条 防火管理者は、[redacted]とし、この計画についての一切の権限を有するとともに、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成、変更及び提出（改正の都度）
- (2) 消防訓練（消火、通報及び避難訓練）の実施
- (3) 消防用設備等の法定点検の実施及び監督
- (4) 消防用設備等、建築物、火気使用設備器具、その他火災予防上留意しなければならない施設等の自主検査の実施及び適正な維持管理
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) 消防用設備等の設置位置及び発災時の避難経路を明示した図面の作成及び周知徹底
- (7) 自衛消防隊の編成及び任務分担の周知徹底
- (8) 法令に基づく関係機関に対する報告及び届出等
- (9) 管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務
- (10) 収容人員の適正な管理

(火元責任者の指定)

第4条 火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を次のように定め任務分担を指定する。

火 元 責 任 者	担 当 場 所	任 務
		・ 火気及び火気使用設備器具の管理 ・ 電気設備器具の安全確認 ・ 消火器等の管理 ・ 避難経路の確保 ・ 地震時の出火防止 ・ その他火災予防上必要な事項

(火災予防上の遵守事項)

第5条 火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用前及び使用後に必ず点検し、安全を確認する。
- (2) 火気使用設備器具の周囲は、常に整頓しておく。
- (3) 灰皿、吸がらの後始末を完全にする。
- (4) 喫煙は、指定した場所で行う。
- (5) 廊下、階段、通路、出入口等その他避難のために使用する施設には、避難の妨害となる設備を設けたり、物品を置いたりしない。また、避難口等は、容易に開錠できるようにしておく。
- (6) 消防設備等の周りには、装飾等を施さない。
- (7) 火災を発見した場合は、119番通報するとともに防火管理者に連絡し、定められた任務分担により適切な行動をとる。

(法定点検・自主検査)

第6条 建物及び消防用設備等の自主検査及び消防用設備等の法定点検は、次により実施する。

(1) 建物及び消防用設備等の自主検査

検 査 対 象	検 査 実 施 月	検 査 員
建 物		
火気使用設備		
消 火 設 備		
警 報 設 備		
避 難 設 備		

(2) 消防用設備等の法定点検

点 検 対 象 設 備	点 検 実 施 月 (年2回)		点 検 員
	月	月	氏名 又は 点検業者 と点検保守契約を結び、点検、整備を実施する。

(結果の記録及び報告)

第7条 自主検査の点検結果は、別に定める点検記録表に記録し、「防火管理維持台帳」に保管する。

2 消防用設備等の法定点検の結果は、 年に1回、鈴鹿市消防長に報告する。
また、消防用設備等の不備欠かんを認めたときは、早急にその是正を図る。

(自衛消防組織と任務分担)

第8条 []の自衛消防組織として、[]を隊長とし、次の任務分担により自衛消防隊を編成する。

担当区分	担当者役職又は氏名	任 務
自衛消防隊長		隊員を指揮し、避難誘導灯及び火災の拡大防止にあたりとともに火災の状況及び逃げ遅れ者の有無等について、消防隊に報告すること。
通報連絡係		消防機関への通報又はその確認を行うこと。 あらゆるものを活用し、発災を知らせるとともに消防隊の誘導及び消防隊への情報の提供を行うこと。
初期消火係		消火器等を用いて初期消火活動を行うこと。
避難誘導係		避難口を開放するとともに避難誘導にあたること。 避難終了後、人員を確認し、その結果を自衛消防隊長に連絡すること。

(休日、夜間における防火管理体制)

第9条 休日、夜間における防火管理体制として初動措置の徹底をはかること。

(1) 休日、夜間に建物利用者等がいる場合、定期的に巡回し、火災予防上の安全を確保する。

(2) 休日、夜間における防火管理業務の委託について【☐該当・☐非該当】

防火管理業務の委託状況は以下のとおりとする。

ア 委 託 先 []
イ 所 在 地 []
ウ 連 絡 先 []
エ 委託方式 ☐常駐 ☐巡回 ☐遠隔移報

(震災に対する予防措置)

第10条 震災による被害を予防するため第4条から第7条に定めるほか、次に定める措置を行うものとする。

(1) 建物及び建物に付随する施設物(看板、窓枠等)の倒壊、転倒、落下等の防止措置。

(2) 火気使用設備器具等の転倒防止措置及び自動消火装置等の作動状況の検査。

(3) 危険物類の転倒、落下、浸水等による発火防止の措置。

2 防火管理者及び各火元責任者は、被害を生ずるに至らない地震の場合であっても、地震後建物、火気使用設備等の点検を行い、安全性を確認すること。

(大規模地震時の活動及び避難誘導)

第 11 条 大規模地震及び大規模地震に伴う津波発生時の避難活動は、第 8 条に準じて行うほか次によるものとする。

- (1) 防火管理者は、火元責任者等を指揮し、火気使用設備器具からの出火防止措置を行うこと。
- (2) 通報連絡班は、テレビ、ラジオ等により、情報の収集を行い、混乱防止のため、必要な情報を建物内の者に知らせる。
- (3) 避難は、津波情報、津波警報、避難勧告等又は防火管理者の判断により開始するものとする。
- (4) 避難場所は、 （近隣の学校等の避難所、津波浸水区域外）とし、防火管理者及び避難誘導班が避難場所への誘導を行う。

(入場者等に対する伝達)

第 12 条 津波及び地震等の情報については、建物利用者に対し、放送設備等により伝達するものとする。

(消防訓練及び防災教育)

第 13 条 防火管理者は、次により消防訓練及び防災教育を行うものとする。

区 分		実 施 月		備 考
基礎訓練 部分訓練	消火訓練	月	月	
	通報訓練	月	月	
	避難訓練	月	月	
総合訓練及び防災教育		月	月	
震 災 訓 練		震災に限定する訓練の実施についても、各種消防訓練準じて実施するとともに、関係機関の行う訓練又は地域において実施する震災訓練には、すすんで参加するものとする。		

- 2 防火管理者は、消防訓練を実施する場合には、「消防訓練実施届」又は「電子申請」によりあらかじめ消防本部へ通知するものとする。

附 則

この計画は、 年 月 日から施行する。